

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

身延町長

公表日

令和7年3月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づく被保険者の資格の得喪・変更等の管理、資格確認証・限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行うとともに、地方税法に基づき、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収している。</p> <p>また国保都道府県化に伴い、被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務及び高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答②被保険者資格証明書等の各種証明書の交付・再交付・返還受理③保険給付の支給④保険医療機関等への一部負担金に係る措置⑤保険給付の一時差止め⑥国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収⑦国民健康保険税の納付証明書発行⑧口座登録、口座振替処理⑨過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理⑩督促及び催告処理⑪滞納整理、地方税法に基づく調査⑫資格継続業務⑬高額該当回数の引き継ぎ業務⑭オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 <p>なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム（資格・賦課）、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表24、44項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、48、56、65、69、83、87、115、125、131項</p> <p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71項</p> <p>【オンライン資格確認準備業務】</p> <p>番号法附則第6条第4項</p> <p>（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111
-----	--------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	町民課 電話0556-42-4804
-----	--------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕</p> <p>〔 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>〔 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>〔 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国保事務では、上記の他、特定保人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	町民課	事後	公表後の見直しによる
	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長	町民課長	事後	公表後の見直しによる
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	町民課 電話0556-42-4804	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2017/6/28	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する
令和4年9月30日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	II しきい値判断項目	2019/4/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和6年1月15日	I-1②事務の概要	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請 ②国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システムの利用 ③個人番号の利用 法令上の根拠	①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請 ②国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システムの利用 ③個人番号の利用 法令上の根拠	事前	国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保 国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保 国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保
	I-1③システムの名称	国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	国民健康保険システム(資格・賦課)、宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	事前	国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保 国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保
	I-4①法令上の根拠	【情報提供の根拠】 【情報照会の根拠】	【情報提供の根拠】 【情報照会の根拠】	事前	国保情報集約システムのクラウド化に伴う特定個人情報保
	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	公表後の見直しによる
	IV-5特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	公表後の見直しによる
	I-1②事務の概要		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	I-3法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	I-4②法令上の根拠		※番号法の改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-8人手を介在させる作業		【十分である】 根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人か 【8】特定個人情報の漏えい・滅失・致損リスクへの対策】 【十分である】 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え身延町特定個人情報管理取扱規	事後	様式の変更による
	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式の変更による